

告示

埼玉県告示第四百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画
下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川右岸下水道事務所、川島町上下水道課及び吉見町水生活課

四 縦覧期間

令和七年七月七日から令和七年七月二十二日まで